

「こころの健康を守り推進する基本法（仮称）」の制定を求める意見書

心身の健康は、ひとりひとりの国民の基本的な権利であり、社会の活力と発展の基盤をなすものである。しかし、現在の我が国は、年間自殺者が3万人以上、また、精神疾患の受診患者は320万人を超え、これは国民の40人に1人が精神疾患のために医療機関を受診しているという数字である。ひきこもりや虐待など緊急の社会問題も抱え、「こころの健康」は危機的状況にある。

しかし、我が国における精神保健・医療・福祉サービスの現状は、こうしたこころの健康についての国民のニーズに応えられるものではない。

世界保健機構（WHO）は、政策における優先度の指標として、病気が命を奪い生活を傷害する程度を表す総合指標「障害調整生命年（DALY）」を用いている。この世界標準の指標により、先進国において命と生活に最も影響するのは精神疾患であることが明らかになり、それに続くがんと循環器系疾患と合せて3大疾患と言える。欧米では、この指標に基づいて国民の健康についての政策が進められているが、我が国では、そうした重要性に相応しい施策が進められていない。

こころの健康の危機を克服し、誰もが安心して生活ができる社会、発展し活力ある社会を実現するためには、こころの健康を国の重要施策と位置づけ、総合的で長期的な施策を実行することが必要である。

よって、政府及び関係機関におかれては、下記の事項について措置されるよう強く要望する。

記

1. こころの健康の重要性を踏まえ、すべての国民を対象とした、こころの健康についての総合的で長期的な施策の基盤となる「こころの健康を守り推進する基本法（仮称）」を制定すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。